

赤字の箇所は記入例ですので、
実際の値をご記入ください。

認定権者記載欄

様式第5-(ロ)-②

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書 (ロ-②)

令和6年 12月 1日

菊陽町長 吉本 孝寿 殿

申請者 菊陽 一郎

住所 菊陽町久保田2800

氏名 菊陽商工株式会社

私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、主要原材料である原油及び石油製品（以下「原油等」という。）の価格の上昇等により、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いします。

(表)

名称及び代表者の氏名
(押印は不要です)

771 塗装工事業		

※表には営んでいる事業のうち指定業種に属するもの（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）を全て記載。当該業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する業種を左上の太枠に記載。

記

事業開始年月日

平成27年 4月 1日

① 原油等の仕入単価の上昇 (注2)

$$\frac{E}{e} \times 100 - 100$$

指定業種に係る上昇率 20 %

E: 原油等の最近1か月間における平均仕入れ単価
(令和6年 11月)

指定業種に係る平均仕入れ単価 1,200円

e: Eの期間に対応する前年1か月間の平均仕入れ単価
(令和5年 11月)

指定業種に係る平均仕入れ単価 1,000円

② 原油等が売上原価に占める割合 (注2)

$$\frac{S}{C} \times 100$$

指定業種に係る依存率 20 %

全体に係る依存率 20 %

最近1か月間における全体の売上原価に占める指定業種の売上原価の割合 20 %

C: 最近1か月の売上原価
(令和6年 11月)

指定業種に係る売上原価 10,000円

全体にかかる売上原価 30,000円

S: Cの売上原価に対応する原油等の仕入額

指定業種に係る仕入額 2,000円

全体に係る仕入額 6,000円

③ 製品等価格への転嫁の状況 (注3)

$$\frac{A}{B} - \frac{a}{b} = P$$

指定業種に係る転嫁の状況 P=0.02

全体に係る転嫁の状況 P=0.02

A: 最近3か月間の原油等の仕入額
(令和6年 9月 ~ 令和6年 11月)

指定業種に係る仕入額 3,600円

全体に係る仕入額 10,800円

a: Aの期間に対応する前年3か月間の原油等の仕入額
(令和5年 9月 ~ 令和5年 11月)

指定業種に係る仕入額 3,000円

全体に係る仕入額 9,000円

B: 最近3か月間の売上高
(令和6年 9月 ~ 令和6年 11月)

指定業種に係る売上高 45,000円

全体に係る売上高 135,000円

b: Bの期間に対応する前年3か月間の売上高
(令和5年 9月 ~ 令和5年 11月)

指定業種に係る売上高 50,000円

全体に係る売上高 150,000円

(注1) 本様式は、指定業種と非指定業種を兼業している場合であって、指定業種及び申請者全体の双方が認定基準を満たす場合に使用する。

(注2) 上昇率、依存率及び最近1か月間における全体の売上原価に占める指定業種の売上原価の割合が20%以上となっていること。

(注3) $P > 0$ となっていること。

(留意事項)

① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

② 市町村長又は特別区長から認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行う必要があります。

菊陽商第 号

令和 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注) 信用保証協会への申込期間

年 月 日から 年 月 日まで

菊陽町長 吉本 孝寿